

労 審 発 第 688 号
平成 25 年 3 月 21 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄

平成 25 年 3 月 21 日付け厚生労働省発職高 0321 第 1 号をもって諮問の
あった「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要
綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成25年3月21日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

障害者雇用分科会

分科会長 今野 浩一郎

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」
について

平成25年3月21日付け厚生労働省発職高0321第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。その上で、企業が精神障害者の雇用に着実に取り組むことができるよう、企業に対する大幅な支援策の充実を進めることを求める。

なお、使用者委員からは、精神障害者を雇用できる一定の環境が整っていると判断することができない現段階で、実施時期を定めることは慎重であるべきとの意見があった。